

つながる

社会的養護の社会化フォーラムを通して、松阪地域にも子どもに関わる活動をしている団体はたくさんあることがわかりました。各団体がつながり合えるように、このコーナーで紹介させていただきます！

## Vol.10 NPO 法人 Earth as Mother 三重



理事長市川ミナさんと副理事長市川詢さんご夫婦にお話を伺いました。詢さんは、2011年に自給自足を目指してEarth as Motherに関わって農業を実践し、2015年に三重に帰ってきました。ミナさんとはイベントで知り合い、食に関する考えが同じで一緒にやっていくことになりました。最初は宇気郷地区で活動し、2019年4月にNPO法人になりました。2020年7月より大石地区に移住し本格的に活動を行っています。子ども達に本物の味を、親には栄養の大切さを伝えていきたいと熱く話されていました。「安全で安心して食せる真農業の推進と人と地球に優しいコミュニティを創造する」ことをミッションに掲げ活動を行っています。地域に根差した活動をしていくために、お米を育てるイベント、泥んこになって行う泥リンピックや藁を結んで投げのわりんぴっく、収穫祭、感謝祭などを企画し、コミュニティ作りをしていきたいと話されていました。

※写真は味噌玉作りの様子です。6月に大豆を植え、8月に枝豆を収穫し、11月に大豆を収穫し、豆腐をつくり、2月に大豆で味噌をつくるそうです。大豆から育てる無農薬の味噌づくりで、一年間かけて体験をします。

### おしらせ

チャイルドラインファンド活動として取り組んでいるチョコレートの取りまとめ日が変わります。4月からは、毎月10日と25日の月2回、取りまとめますので、引き続きご支援くださいますようお願いいたします。

- チャイルドラインMIE (きいてほしいな…)
  - 子どもの心を受け止める
  - 18歳までの子ども専用電話
  - 0120-99-7777**
  - 毎週 月曜日～日曜日
  - 午後4:00～午後9:00
- こどもほっとダイヤル (助けて！も言える)
  - 子どもだけが相談できる
  - 18歳未満の子どものための相談電話
  - 0800-200-2555**
  - 毎日 午後1:00～午後9:00
  - (12月29日～1月3日はお休み)



### 特定非営利活動法人 松阪子どもNPOセンター

〒515-0084 松阪市日野町788 カリオンプラザ1F (開所日・時間 月～金10:00～17:00)  
TEL 0598-20-8344 FAX 0598-20-8345 ホームページ <http://www.mknpj.jp/> eメール [info@mknpj.jp](mailto:info@mknpj.jp)

●この会に賛同し、会を支えてくださる個人・団体の方を募集しています●  
正会員：年1口5,000円 支援会員：年1口3,000円 賛助団体会員：年1口10,000円  
※入会金：300円

会員数 正会員：21名 支援会員：94名 賛助団体会員：23団体 (3月末日現在)

【賛助団体会員】(敬称略)	・岡田パッケージ株式会社	・東海印刷株式会社	・松阪市健康体操連絡協議会
・株式会社アクアメティカル	・医療法人 河合産婦人科	・東海シール株式会社	・医療法人 南産婦人科
・医療法人 イワサ小児科	・株式会社 阪本事務機	・Smile Loop Photo	
・うれしの 太田クリニック	・医療法人 桜木記念病院	・ナガフジ産業有限会社	
・株式会社 SK スズキ	・ささおこどもクリニック	・はせがわこどもクリニック	
・医療法人 大久保クリニック	・医療法人 地主矯正歯科クリニック	・健康体操 ひまわり会	
・おたクリニック	・鎮守の森を夢見る会・その二	・株式会社 富士土地	他一団体

# K O D O M O 21

子どもたちがのびやかで豊かな「子ども時代」を過ごすために

Spring NO.211

2021年4月1日

発行元：特定非営利活動法人  
松阪子どもNPOセンター

## 子ども支援者養成講座

- 日時：2021年3月6日(土) 10:30～16:30
- 会場：松阪市市民活動センター大会議室
- 参加者：①18人 ②16人
- 内容：①「子どもにはチカラがある～子どものエンパワメントを支えるおとなの役割～」  
子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長 浜田 進士さん  
②「子ども支援のまちを創ろう～チャイルドライン活動に子どもの権利条約を活かす～」  
早稲田大学 名誉教授・子どもの権利条約ネットワーク 代表 喜多 明人さん



チャイルドヘルプラインMIEネットワークの子ども支援者養成講座をビデオで2講座受講しました。チャイルドラインの受け手支え手を始め、行政、教育、医療関係者や市議会議員、保護司の方々に参加いただきました。講座の視聴が終わってからグループに分かれて話し合いを持ちました。午前、午後にわたり、「子どもの権利」についての講座で、それぞれの立場でまた親として、子どもとの関わりをふりかえる意見が多く聞かれました。その中で、皆さんが印象に残ったと話されていた子どもからのメッセージ(抜粋)を紹介します。

「まず、おとなが幸せでいてください。おとなが幸せじゃないのに、子どもだけ幸せになれません。おとなが幸せでないと虐待とか体罰とかがおきます。まず家庭や地域の中で、おとな同士が幸せでいてほしいのです。子どもはそういう中で安心して生きることが出来ます」(川崎市子ども委員会での子どもからのメッセージ)

子どものチカラを信じて共に学び合えるかという、大人の権利意識が問われていると思います。

## インターンシップ

2月下旬から3月の約1か月間、夏に引き続き、1名のインターン生を受け入れ、ファンド活動や子ども支援者養成講座の業務のほか、センターの防災対策検討ミーティングへ参加してもらいました。防災対策検討ミーティングでは、スタッフとは違う視点からの発言をしてもらうことで活発な議論ができました。

当センターでは、今年度からインターンシップ生の受け入れをしていますが、業務を通して、子どもの現状や子育て支援、子ども支援について知ってもらい、また、大学生の彼らから、子ども時代にどう感じていたかを聞かせてもらうことで新たな気づきがあったり刺激を受けたりしています。

これからもインターンシップ制度などを活用しながら、若い世代の方との交流を続けていきたいと思っています。



インターン生の声

今までの人生においてNPO 法人と関わる機会がなく、その活動や仕組みに興味があったので参加を希望しました。短い期間でしたが、子どもたちや各ご家庭の抱える実際の悩みに触れ、当事業の必要性や意義を強く感じました。同時に、非営利という組織形態に伴う資金問題など、これから見直していく必要があると考えました。

# 子どもの権利条約を学ぼう

～条約からみる子どもの権利～

## 子どもの権利条約第 19 条とは

子どもの権利条約

第 19 条

- 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 1 の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに 1 に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

子どもの権利条約第 19 条では親(保護者)が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。と謳っています。

子どもが育つ過程でどんな理由があっても、暴力にさらされることはその成長を著しく阻害するものだと思います。虐待は、大人がしつけという名目や、感情にまかせて子どもをコントロールしようとする事です。子どもは体だけではなく心に大きな傷を負い、そのために脳が委縮し、大人になってからも影響が残ると言われています。子どもが自分では自分でいいと思えず、自分らしく育つことができないのです。私たちは、子どもが暴力や不適切な養育にさらされることのないよう守らなければいけません。

**身体的虐待**  
叩く、蹴る、熱湯をかける、水風呂に入れる、アイロンやたばこを押し当てる、首を絞める、戸外に締め出す、泣きやまない赤ちゃんを揺さぶるなどは身体的虐待です。

**心理的虐待**  
「産まなければよかった」「うちの子じゃない」と言葉の暴力をふるう、脅す、無視や、きょうだい間で差別をする、自尊心を傷つける言葉を繰り返し使う、さらには子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(面前 DV)などは心理的虐待です。

**ネグレクト**  
家や車の中に放置する、食事を与えない、不衛生にする、園や学校に行かせない、病気になっても病院へ連れて行かないなどはネグレクトです。

**性的虐待**  
子どもへの性行為、性行為を子どもに見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど、子どもにわいせつな行為をすること、させることは性的虐待です。  
(児童虐待防止法第 2 条の定義による)

## 活動からみえる社会の状況

当センターでは、活動の中心に「子ども主体」を置いて子ども・子育て支援をしています。家の掃除・片付けができずにゴミの中で、不衛生な環境で生活をしている子どもも少なくありません。基本的な生活習慣が身につかないまま育っている姿が見受けられます。十分な食事を作ってもらえず、学校の給食が唯一の整った食事になっていることもあります。

県外や市外から転入してきて、産前・産後のサポートをしてくれる人がいない、近くに祖父母がいても助けてもらえない人も増えてきました。人とコミュニケーションがうまく取れず、友だちもなく、孤独の中で子育てをしているお母さんがいます。養育者に寄り添い、気持ちの余裕ができるように子育てのサポートをしています。

地域の中で「助けて」が言えて、一人一人の子どもを見守っていける地域を作っていきたいと思います。



## 条約にみる子どもの権利内容の構成



—日本ユニセフ協会「子どもの権利条約カードブック」より—

## 子どもにやさしいまちづくり

地域の中で子どもは育ちます。家庭や学校、地域社会など、子どもがいるすべてのコミュニティで子どもの権利が保障されなければなりません。地域で子どもの権利が保障されるためにはどうすればよいでしょうか。

早稲田大学が行った「若者を対象とした子ども期の家庭における体罰等の実態・意識調査 (2019年5月)」によると、養育者から体罰等(※)をうけた時に誰に相談しましたかという問いに対して、73.7%が誰にも相談しなかったと答えており、多くの場合は誰にも相談していないことがわかります。誰にも相談できないのは、相談することで悪化することへの不安や、相談しても解決しないという諦めがあると思われる。子どもが安心して相談でき、子どもの安全が確保できるような環境づくりが必要です。

子ども条例を制定している自治体では、子どもの相談・救済機関を設置しているところが多くあります。三重県では、2011年4月に三重県子ども条例が制定されました。その中で「県は、子どもからの相談に対応する窓口を設置し、国その他の関係機関と連携した適切な対応を行う。」と規定しており、2012年2月10日に子ども専用の相談電話「こどもほっとダイヤル」が開設されました。悩みを抱えた子どもの声を聞いて一緒に考え、必要な場合は専門機関につなげています。条例により子どもの権利を保障する環境整備のひとつの例といえます。地域の実情にあった子どもの権利を保障する取り組みを進めることが、子どもにやさしいまちづくりにつながっていくと思います。地域の子どもと大人がともに学び考えていくことが重要です。

(※調査では、身体的暴力、心理的暴力、怒鳴る・暴言・脅し、ネグレクト、性的暴力・性的に嫌なことを「体罰等」としています。)